

公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学における 会計監査人候補者の選定に関する企画提案募集要項

1 業務の名称

公立大学法人大阪府立大学（以下「府立大学」という。）及び公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）における会計監査人業務

2 趣 旨

公立大学法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定により、同法第 34 条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人の監査を受けることが義務付けられています。

また、法第 36 条の規定により、当該会計監査人は設立団体の長（府立大学においては大阪府知事、市立大学においては大阪市長）が選任することになっています。

平成 26 年度には、会計処理等に関して府立大学及び市立大学の異同を比較し、より効果的、効率的な監査を行うとともに、財務面での指導及び助言などのサポートの強化などを含めた更なる監査の質及び経済性の向上を図るため、府立大学及び市立大学においては共同で会計監査人候補者を選定したところです。

今回、府立大学及び市立大学のさらなる連携、共同化を図り、また、法人統合に向けての検討、準備を円滑にすすめるため、前回に引き続き共同で会計監査人候補者を選定することになりました。

そこで、経済性に優れていることのみならず、専門的知識や豊富な実務経験を活かした効果的な監査業務の実施を見込める会計監査人候補者を、府立大学及び市立大学共同で選定するため、公募型プロポーザルにより事業者を募集するものです。

3 業務の概要

別紙「公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学における会計監査人候補者の選定に関する業務仕様書」のとおり。

4 会計監査人の選任と契約の締結

本業務については、府立大学は大阪府知事に、市立大学は大阪市長に会計監査人候補者の選定結果を報告後、大阪府知事及び大阪市長が、法第 36 条に基づき、報告された候補者の中から会計監査人を選任します。大阪府知事は府立大学及び選任事業者に対し、大阪市長は市立大学及び選任事業者に対し、選任した旨の通知を行い、選任された会計監査人は府立大学及び市立大学と監査契約を締結します。

当該監査契約については、提出書類に基づき、具体的な業務内容を協議の上、速やかに締結することとします（平成 29 年 10 月を予定）。

5 会計監査人の任期

法第38条の規定に基づき、選任の日以後最初に終了する事業年度(平成29事業年度)の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく設立者(府立大学においては大阪府知事、市立大学においては大阪市長)の承認の日までとします。

ただし、法第39条の規定による解任、その他交代すべき特段の事情のないかぎり、平成30事業年度及び平成31事業年度についても再任する方針とします。

6 監査契約の上限額 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

期間中の各事業年度における契約金額は、府立大学13,000,000円、市立大学13,370,000円を上限とします。

上記金額には、報酬、交通費、事務費、通信費等のすべての経費を含みます。

7 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす者とします。

- (1) 附属病院を有する国公立大学法人の会計監査人としての実績が平成26年度以降にあること。
- (2) 法第37条に定める資格を有する公認会計士又は監査法人(以下「監査法人等」という。)であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 本業務従事者が公認会計士法第30条及び第31条による懲戒処分を受けたことがないこと。
- (5) 労働関係法令等を遵守し、業務内容を誠実に履行できること。また、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生

手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者でないこと。

(8) 府税及び市税に係る徴収金を完納していること。

(9) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(10) この募集開始の日から事業者選定の日までの間において、次のアまたはイのいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者又は両要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。（両要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

イ 大阪府入札参加停止要綱及び公立大学法人大阪府立大学入札参加停止要綱に基づく入札参加除外措置又は大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。（各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

8 選定スケジュール

応募書類の受付	受付期間	平成29年8月28日(月曜日)から同年9月13日(水曜日)まで
応募書類等に対する質問	質問期間	平成29年8月28日(月曜日)から同年9月3日(日曜日)まで
選定委員会・プレゼンテーション	開催日	平成29年9月25日(月曜日) 予定
結果通知	通知日	応募者全員に対し、平成29年9月末頃に行う予定です。

9 応募手続

募集要項の配布	配布開始日	平成29年8月28日(月曜日)
	配布方法	以下のホームページで配布します。 (府大 HP アドレス) http://www.osakafu-u.ac.jp/public_notice_category/article/ (市大HPアドレス) http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/bid_information/bid

質問の受付	受付期限	平成29年9月3日(日曜日) 午後5時まで(必着)
	受付方法	<p>・「質問票」(様式5)により、下記電子メールアドレスあて提出してください。</p> <p>電子メールアドレス: kaikeikansanin@ado.osaka-cu.ac.jp</p> <p>・「件名」の始めに「【質問】」と明記してください。</p> <p>・様式以外による質問、電話・ファックス等による質問には回答できません。</p>
	回答方法	<p>以下のホームページで回答します。</p> <p>(府大 HP アドレス) http://www.osakafu-u.ac.jp/public_notice_category/article/</p> <p>(市大HPアドレス) http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/about/bid_information/bid</p>
応募書類	受付期間	平成29年8月28日(月曜日)から同年9月13日(水曜日)まで 午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	受付場所	<p>大阪府立大学財務課 〒599-8531 大阪府堺市中央区学園町1番1号</p> <p>大阪市立大学財務課 〒558-8585 大阪市住吉区杉本3丁目3番138</p>
	提出方法	<p>・書類は必ず受付場所のいずれかに持参してください。</p> <p>(郵送、FAX、メール等による提出は不可。)</p> <p>・提出の際、提出書類について尋ねることがあるので、必ず、提出書類の内容(提案内容含む)について理解している者が持参すること。</p>
	費用負担	<p>応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。</p> <p>※契約保証金は免除、保証人は不要とします。</p>
提出書類	応募書類	<p>ア. 申込書 (様式1) 【原本1部、コピー7部】</p> <p>イ. 企画提案書 (様式2) 【原本1部、コピー7部】</p> <p>ウ. 応募金額提案書 (様式3) 【原本1部、コピー7部】</p> <p>エ. ア、イ、ウのデータ一式 【1枚】</p> <p>(CD-ROMに、ファイル名を「応募書類」とし、pdf形式で1ファイルにまとめて保存すること。)</p> <p>オ. 会社概要 【8部】</p> <p>※会社概要が掲載されているパンフレットがあれば、パンフレットを提出。ない場合は、A4両面で作成すること。(様式不問)</p> <p>※申込書等は記載項目の内容に応じて枠を適宜修正してお使いください。</p>

	添付書類	<p>① 直近の決算(事業)報告書の写し【8部】</p> <p>② 印鑑登録証明書(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。) 【原本1部】</p> <p>③ 登記簿謄本(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)及び定款 (ともに、法人の場合に限る。) 【原本1部】</p> <p>④ 納税証明書(未納がないことの証明)【原本各1部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の府税事務所及び大阪市の市税事務所等が発行する府税及び市税(全項目)の納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 <p>⑤ 障害者雇用状況報告書の写等【1部】</p> <p>a 常用労働者の総数が50人以上の事業所の場合 公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』(平成29年6月1日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し</p> <p>※電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出してください。</p> <p>b 常用労働者の総数が50人未満の事業所の場合(様式4)</p>
	書類の返却	<p>応募書類及び添付書類は、理由の如何を問わず返却しません。</p> <p>なお、応募書類及び添付書類は、会計監査人候補者の選定及び会計監査人の選任の目的のみに利用し、他の目的には使用しません。</p>
	書類不備	<p>応募書類及び添付書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。</p>
審査方法		<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 ・プレゼンテーション審査(9月25日(月曜日)予定) <p>※プレゼンテーション審査の時間及び場所は、後日応募者全員に連絡します。</p>
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類の提出に際しては、原本及びコピーのセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出してください。 ・表紙及び背表紙にはタイトルと提案事業者名等を記入してください。 <p><記入例></p> <p>「大阪府立大学及び大阪市立大学会計監査人業務」企画提案書 事業者名 ()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間終了後の提出・差し替えは認めません。 ・提出された書類に虚偽の申請があった場合は、無効とします。また、参加申請必要書類を提出してから契約締結までの期間において、上記7応募資格の(10)ーア及びびイに該当することとなった場合

	<p>も無効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された書類は、大阪府情報公開条例及び大阪市情報公開条例に定めるところにより、原則として公開されます。 ・企画提案書の提出は1者1案のみとします。 ・大阪府、大阪市、府立大学及び市立大学から提供した資料及びその他知り得た全ての情報について、許可なく他の者へ漏らすことを禁じます。 ・事務所所在地など申請内容等に変更が生じた場合、速やかに報告してください。 ・契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。 ・契約手続き時には、府立大学及び市立大学に対して、以下に掲載の誓約書の提出が必要です。 大阪府立大学ホームページ「入札・調達関連情報＞取引業者の皆さまへ＞ 暴力団等の介入に対する措置について(お願い)」 大阪市立大学ホームページ「入札・契約情報サービス＞暴力団排除対策」
--	--

10 選定方法

選定は、会計監査人候補者選定委員会が行います。

選定にあたっては、別紙「公立大学法人大阪府立大学及び公立大学法人大阪市立大学における会計監査人業務にかかるプロポーザル審査基準」に基づいて提案の内容等を審査し、会計監査人候補者を選定します。

選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

11 選定結果通知

選定結果は、書面をもって応募者全員に通知するとともにホームページにも掲載します（9月末予定）。